

## 就実短期大学学位規程

制 定 平成17年12月26日

最終改正 平成26年4月1日

## (目 的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）および就実短期大学学則に基づき、就実短期大学が授与する学位について、必要な事項を定める。

## (学 位)

第2条 本学が授与する学位は、短期大学士とする。

2 学位は、それぞれの専攻領域に応じ別表1の種類に区分する。

## (短期大学士の学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学学科の課程を修了した者に授与する。

## (学位記の授与)

第4条 学長は、教授会の報告に基づき所定の学位記を授与する。

## (雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教授会においてこれを定める。

## 附 則

1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。

2 この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、生活科学科、文化コミュニケーション学科の学位の種類は、改正後の別表1にかかわらず、短期大学士（生活科学）、短期大学士（文化コミュニケーション）とする。

別表1

学 科	学位の種類
幼児教育学科	短期大学士（幼児教育）
生活実践科学科	短期大学士（生活実践科学）

様式1号

第 号	契 印	就 実 短 期 大 学 長	年 月 日	本 学 〇 〇 学 科 所 定 の 課 程 を 修 め て 本 学 を 卒 業 し た こ と を 認 め 短 期 大 学 士 （ 〇 〇 ） の 学 位 を 授 与 す る	短 期 大 学 印	卒 業 証 書 ・ 学 位 記
					氏 名	
		印				